

令和 7 年度

「森林の育てびと」育成・確保対策事業 公募要領

《受付期間》

令和 7 年 9 月 25 日（木）～ 令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時まで

《提出方法》

本要領第 3 の 2 に規定している書類を山村林業課まで持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は「簡易書留」としてください（上記期日必着）。

《お問い合わせ先》

田辺市 山村林業課 林業振興係（〒646-1192 田辺市鮎川 2567-1）

TEL:0739-48-0303 /FAX:0739-49-0359

sanson@city.tanabe.lg.jp

令和 7 年 9 月

田辺市

第1 事業の目的

本事業は、市が実施する森林経営管理制度（以下「管理制度」という。）に基づく間伐等の森林整備を通じて、喫緊の課題である、林業従事者の育成及び確保を図るために実施するもので、事業者の選定については、この公募要領の定めるところによるものとします。

第2 事業の概要

1 事業の実施

本事業の実施者となるためには、この公募要領の定めに従い応募し、採択される必要があります。採択を受けた事業者（以下「事業実施者」という。）は別に定める「森林の育てびと」育成・確保対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を実施します。

2 事業の内容

- (1) 市は、林業現場作業員を新たに雇用した事業実施者に対して、新規雇用者の OJT 及び雇用安定のため、管理制度に基づく間伐等の事業を優先的に配分します。
- (2) 事業実施期間は、最大3年間とし、配分事業量及び事業実施箇所は、管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成状況及び森林整備の内容等を見極めたうえで、事業実施者と協議を行い、予算の範囲内で決定するものとします。

3 応募者の要件

本事業を実施しようとする者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 経営継続や事業拡大等のため、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間に、林業現場作業員を1人以上、正社員として「新規雇用した」若しくは「新規雇用することが確実である」事業者であること。
- (2) 田辺市森林整備等入札参加者名簿（森林整備・管理）に登録された事業者であること。
- (3) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、実施要領に定める事業内容を的確に実施できる能力を有する者であること。
- (4) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 応募時点で市から入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (7) 過去に本事業による採択を受けたことがない事業者であること。

4 新規雇用者の要件

事業実施者が新規雇用する林業現場作業員とは、次の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 雇用契約が成立した時点で、45歳未満であること。

- (2) 直近の過去3年間（当該年度を除く。）に雇用事業者との間で、雇用関係や請負等により、就労した者でないこと（再雇用者でないこと。）。

第3 公募に関する事項

1 公募及び採択に係るスケジュール

項 目	日 程
(1) 申請書等の受付期間	令和7年9月25日(木)～令和7年10月16日(木) 午後5時まで（土日祝日を除く。）
(2) 審査委員による審査	令和7年10月中旬予定
(3) 事業採択	令和7年10月下旬予定

※スケジュールは都合により変更となる場合があります。

2 申請書等の受付

- (1) 本事業の実施を希望する者は、以下の書類を作成して提出してください。
- (ア) 「森林の育てびと」育成・確保対策事業雇用計画申請書（様式1）
 - (イ) 申請者概要（様式2）
 - (ウ) 雇用計画書（様式3）
 - (エ) 事業費見積明細書（様式4）
 - (オ) 経営状況がわかる資料（直近の決算書等）
- (2) 受付期間
令和7年9月25日（木）～ 令和7年10月16日（木）午後5時まで（土日祝日を除く。）
- (3) 提出部数 正副2部
- (4) 提出方法
山村林業課あてに持参又は郵送により提出してください。
郵送の場合は上記期日必着とし、必ず「簡易書留」としてください。

3 申請書提出に際しての注意事項

- (1) 失格又は無効
- 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (エ) 公募要領に違反すると認められる場合

- (オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 著作権・特許権等
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- (3) 複数申請の禁止
- 複数の申請書の提出はできません。
- (4) 提出書類の変更の禁止
- 提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。ただし、誤字脱字などの軽微なものを除きます。
- (5) 提出書類の取扱等
- 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、必要に応じ複写します。
- (6) その他
- (ア) 参加者は、申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- (イ) 提出された申請書等は、田辺市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第3号の規定により非開示となりますが、非開示となる判断の参考とするため具体的な理由を別紙（様式5）により提出してください。

第4 事業者の選定に関する事項

1 事業者の選定方法

事業者の選定は、提出された「森林の育てびと」育成・確保対策事業雇用計画申請書等について、市が別に定める審査要領により書面審査を実施し、事業目的にかなうと認められる計画を選定します。

事業者の選定に当たっては、雇用計画の内容、事業の実施能力等を評価し、審議のうえ選定します。

なお、申請内容が妥当であれば複数の事業者を選定する可能性があります。

審査のポイントは、主に以下の内容となります。

- (1) 経営の継続性
- (2) 雇用計画の妥当性
- (3) 業務の実施体制
- (4) 新規雇用者の育成

2 事業者の採択

上記 1 の審査に基づき、総合的に判断し、事業者を採択します。

3 審査結果の通知及び公表

審査結果は事業者を採択後、応募者に通知します。

4 異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては、受理しません。